

青少年インターネット環境整備法及び関連規定
に関する携帯電話インターネット接続役務提供
事業者等向けQ&A

平成30年1月
内閣府
総務省
経済産業省

1.目次

青少年インターネット環境整備法及び関連規定に関する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等向け Q&A	0
1.目次	1
2.関係法令一覧	2
3.Q&A.....	4
【法第2条(定義)関係】	4
【法第13条(青少年確認義務)関係】.....	4
【法第15条(フィルタリングサービス提供義務)関係】.....	5
【法第16条(有効化措置実施義務)関係】.....	5

2. 関係法令一覧

(1) 関係法令

- ①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号)

本 Q&A では「法」といいます。

- ②青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(平成 20 年政令第 378 号)

本 Q&A では「政令」といいます。

- ③青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令

(平成 30 年総務省令・経済産業省令第 1 号)

本 Q&A では「省令」といいます。

- ④青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進業務を行う者の登録等に関する省令

(平成 21 年総務省令・経済産業省令第 1 号)

- ⑤青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第三条の規定に基づき、青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が定める件

(平成 21 年経済産業省告示第 32 号)

- ⑥青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第三条の規定に基づき、経済産業大臣が当該機器の種類を定める件

(平成 21 年経済産業省告示第 33 号)

- ⑦電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)

第 26 条(提供条件の説明)

第 27 条の 3(媒介等業務受託者に対する指導)

⑨電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)

第 22 条の 2 の 3 の第 1 項第 5 号へ(提供条件の説明)

第 22 条の 2 の 11(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

⑩電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(平成 28 年 3 月)

3. Q&A

【法第2条(定義)関係】

Q1-1 WiFi ルーター(ポケット WiFi)等に接続するために提供される通信役務は、法第2条第7項に規定されている「携帯電話インターネット接続役務」に該当するのか。

A1-1 WiFi ルーターそのものについては、法第2条第7項の「公衆の閲覧に供される情報を利用者の選択に応じ閲覧することができるもの」ではないため、同条同項に規定する「携帯電話端末等」から除外されると考えられます。そのため、WiFiルーターに接続するために提供される通信役務は、「携帯電話インターネット接続役務」に該当しないと考えられます。

Q1-2 SIM単体で販売する場合、法第2条第7項に規定されている「携帯電話インターネット接続役務」に該当するのか。

A1-2 SIM単体で販売する場合であっても、「専ら携帯電話端末等からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務」を提供することになりますので、「携帯電話インターネット接続役務」に該当すると考えられます。

Q1-3 法第2条第8項に規定されている「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」にMVNO(仮想移動体通信事業者)は該当するのか。

A1-3 条文上、MNOとMVNOが区別されているものではなく、MVNOについても、「携帯電話インターネット接続役務」を提供する電気通信事業者であれば、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」に該当します。

【法第13条(青少年確認義務)関係】

Q2-1 法第13条第1項及び第2項に規定されている「青少年であるかどうかの確認」はどのように行うべきか。

A2-1 新規契約時又は既契約の変更・更新時(名義変更・機種変更を伴う場合に限る。)、契約の相手方が青少年であるかを身分証明書等により確認することが求められます。また、契約の相手方が青少年でない場合であっても、契約の相手方に対して、使用者の属性(氏名、年齢及び契約者との関係など)の申告を求めなどの方法により使用者が青少年かどうかを確認することが求められます。

Q2-2 法第13条に規定されている「役務提供契約の変更を内容とする契約」、「既契約の更新を内容とする契約」の具体例は。

A2-2 「役務提供契約の変更を内容とする契約」とは、既契約の一部の変更を内容とする契約であり、例えば、携帯電話サービスの料金プランの変更が想定されます。また、「既契約の更

新を内容とする契約」とは、契約期間が満了した既契約を継続すること(更新)を内容とする契約であり、例えば、携帯電話サービスについて2年間の契約期間が満了したときに契約を継続する場合が想定されます。

【法第 15 条(フィルタリングサービス提供義務)関係】

Q3-1 法第 15 条に規定されている、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供しなければならない「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは何か。

A3-1 「青少年有害情報フィルタリングサービス」の定義は、法第2条第 10 項に規定されています。具体的には、ネットワークフィルタリングの他、フィルタリングソフトウェアや端末の機能制限等が想定され、それらのうちいずれかを提供していれば、「青少年有害情報フィルタリングサービス」の提供がなされていると考えられます。

Q3-2 法第 15 条に規定されている青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が SIM カードのみ提供する場合も適用されるのか。適用される場合、自社が販売する端末以外でのフィルタリングソフトウェアの動作保証ができないがどうしたらいいか。

A3-2 法第 15 条に規定されている義務は SIM カードのみ提供する場合も該当します。そのため、端末に依らないネットワークフィルタリングの提供や、複数のフィルタリングソフトウェアを提供する等により同義務を果たすことが求められます。

Q3-3 法第 15 条に規定されている青少年有害情報フィルタリングサービス提供義務と法第 16 条に規定されている青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務の違いは何か。

A3-3 法第15条は、携帯電話回線又は PHS 回線を利用してインターネットと接続する機能を有する携帯電話端末等について、契約の相手方又は使用者が青少年である場合に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話インターネット接続役務の提供の条件として役務提供契約が締結されている間ネットワークを通じて継続して行うものです。

一方、法第 16 条の青少年有害情報フィルタリング有効化措置は、特定携帯電話端末等を販売する場合において、その使用者が青少年であるときに、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びその契約代理店がその販売時点に特定携帯電話端末等について行うものです。

【法第 16 条(有効化措置実施義務)関係】

Q4-1 法第 16 条に規定されている「販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有する携帯電話端末等」とは何か。

A4-1 省令第3条に規定されているとおり、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約と携帯電話端末等の売買契約を併せて行う場合であって、当該携帯電話インターネット接続役務の提供を受けるために使用される携帯電話端末等のことをいいます。

Q4-2 WEB販売での有効化措置についてはどのように行えば良いのか。

A4-2 原則として、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が自らフィルタリングソフトウェアのインストール、設定を行う必要があります。このため、WEB販売の場合も、原則として事業者等が自ら、利用者に来店を求め実施店舗にて有効化すること、人員を派遣して実施すること、有効化を実施した端末を利用者に送付することなどが想定されます。

ただし、システムの構造、店舗の設置状況等に加え、利用者に来店等を強制することが困難であるような例外的な場合には、事業者の責任の下、利用者側でフィルタリングソフトウェアのインストール、設定を行うことが考えられます。その際には、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等において、説明書の同封等による設定方法の案内を行うこと、相談・案内窓口を設置すること、有効化作業完了の確認を実施することが求められます。

Q4-4 携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約のみを行い、既に所持しているスマートフォンを利用を希望している利用者がいた場合、当該スマートフォンは有効化措置実施義務の対象となるのか。

A4-4 省令第3条の規定より、有効化措置実施義務の対象となるのは、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約と併せて携帯電話端末等の売買契約が行われる場合です。利用者が、既に所持しているスマートフォンを店頭等に持ち込み、その利用を希望する場合は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が携帯電話端末等を販売する場合に当たらないため、有効化措置実施義務の対象とはなりません。

Q4-5 中古端末は有効化措置実施義務の対象となるのか。

A4-5 中古端末であっても、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約と併せて当該中古の携帯電話端末等を販売する場合は、有効化措置実施義務の対象となります。

Q4-6 法第16条に規定されている「有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出」は書面等で残す必要があるか。

A4-6 法令上、申出の方法は明示されていませんが、法第16条ただし書きに規定されている保護者の意思を確実に確認し、把握しておくためにも、書面等の記録が残る方法で行うことが望ましいと考えられます。

Q4-7 法第 16 条に規定されている「有効化措置を講ずる必要性の低いもの」として、ネットワークフィルタリングのみで青少年有害情報の閲覧を制限することができる携帯電話端末(いわゆるガラケー)が規定されるが、ガラホ(ガラケーと形状は同様だが、WiFi接続が可能又はスマートフォンアプリの利用が可能である携帯電話端末)は有効化措置実施義務の対象となるのか。

A4-7 ガラホの場合、WiFi接続が可能なものや、一部スマートフォンアプリの利用が可能であるものがあることから、ネットワークフィルタリングのみで有害情報の閲覧を防ぐことが難しいと考えられます。このようにネットワークフィルタリングのみで青少年有害情報の閲覧を制限することが困難なものは、有効化措置実施義務の対象となります。

Q4-8 有効化措置はどの程度まで行えばよいのか。例えば、フィルタリングソフトウェアが起動するまで事業者が確認する必要があるのか。

A4-8 青少年有害情報の閲覧の制限を実効的に行いうる程度、すなわちフィルタリングソフトウェアのインストール・設定をし、フィルタリングを利用できる状態にすることが想定されます。

Q4-9 ネットワーク型フィルタリングのみ提供している携帯電話インターネット接続役務提供事業者はどのように法第16条を履行すれば良いのか。

A4-9 有効化措置は「インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう」ため、アプリの利用を制限するような措置を行わない限り有効化措置は達成しないと考えられます。現状、ネットワークフィルタリングでは、アプリの利用の制限が行えないため、もしネットワーク型フィルタリングのみ提供している携帯電話インターネット接続役務提供事業者が特定携帯電話端末を販売する場合は、他事業者が提供するフィルタリングソフトウェアを自らの責任のもと提供し、インストール・設定を行う必要があると考えられます。

Q4-10 SIM カードを物販する場合(パッケージ売り SIM)は、後から利用者が携帯電話インターネット接続役務提供事業者と契約を申込み、開通することになるが、端末とセットで当該 SIM カードを販売する場合、有効化措置義務は課されるのか。

A4-10 パッケージ売り SIM の販売において、携帯電話インターネット接続役務の契約と端末の売買契約が併せて行われる場合は、有効化措置義務は課されます。

Q4-11 携帯電話インターネット接続役務の提供に併せて、当該役務の提供元の携帯電話事業者が取り扱っていない端末(例えば、量販店等において販売される SIM フリー端末等)を販売する場合、有効化措置の義務は課されるのか。

A4-11 そのような場合であっても、携帯電話インターネット接続役務の契約と端末の売買契約

が併せて行われ、かつ、当該端末が、携帯電話インターネット接続役務を提供されるために販売される端末(※)である場合、法第 16 条に規定されている有効化措置実施義務の対象となります。

※一例としては、通信サービス契約とのセット割引が設定され販売される端末や、契約した通信サービスと同一のパンフレット等で宣伝され販売される端末等が考えられます。

Q4-12 法第 15 条に規定されている不要申出の提出がされた場合、法第 16 条に規定されている有効化措置実施義務は課されるのか。また、そのような場合でも有効化措置の不要申出は取得すべきなのか。

A4-12 法第 15 条に規定されている不要の申出があった場合については、利用者はフィルタリングの提供そのものを求めているのであるから、販売時におけるフィルタリングの有効化も求めているものと考えられます。そのため、そのような場合には、法第 16 条に規定されている有効化措置実施義務は課されず、有効化措置の不要申出を取得する必要はないものと考えられます。